

別表六（二十四）の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第42条の11第3項（情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（措置法第68条の15第3項（情報基盤強化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含まず。）で措置法令第27条の11第14項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の15第3項の規定の適用を受けた連結法人（措置法第42条の11第3項の規定の適用を受けたものを含まず。）で措置法令第39条の45第17項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。

なお、「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度（当該申告事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）又は申告連結事業年度前の連結事業年度（当該申告連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）について記載し、申告事業年度又は申告連結事業年度については記載する必要はありません。

2 「リース資産の明細」の各欄は、当期前において事業の用に供したリース資産（既に当期前において事業の用に供しなくなったものを除きます。）について別表六(二十二)、別表六(二十三)及び別表六の二(十一)の記載に準じてその明細を記載します。